（裏面）［略］

別表第十三その六（第八十六条の七関係）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
陸上総隊司令官等　印

処　分　要　請　書
（立木等の移転・処分）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項 第103条の2第2項 の規定に基づき、第103条第1項本文 第103条の2第1項 の規定の例により、次のとおり処分を要請する。

立木等の種類・数量	
所在する場所	
移転・処分の内容	
移転・処分する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

１　「従事すべき業務」の欄には、業務の種類及び業務内容が特定できるような事項を記載する。（例えば、個人の業務従事の場合には、「医療に従事する　（従事者種別を記入）を　（人数を記入）名」（医療業務関係）、事業者の場合には、「　（建築物を記入）を　（数量を記入）建設」（土木建築工事関係）、「　（輸送物資）を　（輸送手段）により輸送」（輸送業務関係））
２　「従事すべき場所」の欄には、業務を行う場所が明確になるような事項を記載する。（例えば、「　（地域を記入）において」、「　（出発地を記入）から　（到着地を記入）の間」）。なお、当該場所は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
３　「従事すべき期間」の欄には、業務の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）等を記載する。
４　「従事すべき理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、業務従事を命じる目的、必要性等について記載する。
５　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
６　「備考」の欄には、あらかじめ、従事する業務の細部について指定することが決まっている場合は、その旨を記載する。（例えば、「　（業務を記入）の細部事項については（防衛大臣又は陸上総隊司令官等のうち該当者を記入）が別途指定する。」）

注：１　出発地から到着地までの経路は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
　　２　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に対し業務に従事させることが必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。
　　なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社については、自衛隊法第103条に基づく処分の対象には含めず、これらの会社に対しては、同法第101条の趣旨を踏まえ、必要な協力を求めるものとする。東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社については、当分の間、同様の措置をとるものとする。

（裏面）［同上］

別表第十三その六（第八十六条の七関係）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

防衛大臣
方面総監等　印

処　分　要　請　書
（立木等の移転・処分）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項 第103条の2第2項 の規定に基づき、第103条第1項本文 第103条の2第1項 の規定の例により、次のとおり処分を要請する。

立木等の種類・数量	
所在する場所	
移転・処分の内容	
移転・処分する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

１　「従事すべき業務」の欄には、業務の種類及び業務内容が特定できるような事項を記載する。（例えば、個人の業務従事の場合には、「医療に従事する　（従事者種別を記入）を　（人数を記入）名」（医療業務関係）、事業者の場合には、「　（建築物を記入）を　（数量を記入）建設」（土木建築工事関係）、「　（輸送物資）を　（輸送手段）により輸送」（輸送業務関係））
２　「従事すべき場所」の欄には、業務を行う場所が明確になるような事項を記載する。（例えば、「　（地域を記入）において」、「　（出発地を記入）から　（到着地を記入）の間」）。なお、当該場所は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
３　「従事すべき期間」の欄には、業務の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）等を記載する。
４　「従事すべき理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、業務従事を命じる目的、必要性等について記載する。
５　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
６　「備考」の欄には、あらかじめ、従事する業務の細部について指定することが決まっている場合は、その旨を記載する。（例えば、「　（業務を記入）の細部事項については（防衛大臣又は方面総監等のうち該当者を記入）が別途指定する。」）

注：１　出発地から到着地までの経路は、自衛隊法第103条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。
　　２　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に対し業務に従事させることが必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。
　　なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社については、自衛隊法第103条に基づく処分の対象には含めず、これらの会社に対しては、同法第101条の趣旨を踏まえ、必要な協力を求めるものとする。東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社については、当分の間、同様の措置をとるものとする。